

## 宇都宮市都市機能誘導施設立地促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する都市機能誘導施設立地促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、宇都宮市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成するものをいう。（以下「適正化計画」という。））に定める都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点区域（以下「地域拠点区域」という。）において誘導施設の整備等を行う事業者に対し、その整備等に要する費用の一部を補助することにより、本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の核となる拠点形成を推進し、便利で暮らしやすく将来にわたり持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市機能誘導区域 適正化計画に定めた都市機能誘導区域をいう。
- (2) 高次都市機能誘導区域 都市機能誘導区域のうち、多様な都市機能を集積する高次都市機能誘導区域として適正化計画に定めた区域をいう。
- (3) 地域拠点区域 適正化計画に定めた地域拠点区域をいう。
- (4) 誘導施設 都市機能誘導区域及び地域拠点区域に立地を誘導すべき施設として適正化計画に定めた施設をいう。
- (5) 浸水ハザードエリア 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により指定されている洪水浸水想定区域、同第14条の2第1項の規定により指定されている雨水出水浸水想定区域、適正化計画において水災害の対象として定める浸水リスク想定区域及び河川への排水困難による内水氾濫の区域（内水浸水想定区域）をいう。

### (補助の対象等)

第4条 補助金の対象施設及び対象区域は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 都市機能誘導区域及び地域拠点区域において、誘導施設を新築若しくは増築、改築、大規模改修（主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上の過半（1/2超）にわたる修繕又は模様替え）、取得し自ら当該施設を運営して事業を行うこと。  
又は、テナント入居により改修、賃借し、自ら当該施設を運営して事業を行うこと
- (2) 補助金の交付の決定日から10年以上、対象施設を運営して事業を行うこと
- (3) 以下に該当する施設であること
  - ア 対象施設の新築又は増築、改築にあつては、照明設備のLED化を行うとともに、原則として省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）に適合すること
  - イ 対象施設の大規模改修又は取得、改修、賃借にあつては、照明設備のLED化改修を行うこと
- (4) 浸水ハザードエリア内に立地する場合は以下であること
  - ア 地域拠点区域にあつては想定浸水深3m以上の区域でないこと
  - イ 想定浸水深50cm以上にあつては垂直避難が可能な建物構造等であること
  - ウ 想定浸水深に応じた浸水対策（止水板・防水扉の設置など）が講じられていること
  - エ 地下階に設ける施設でないこと
- (5) 別表の区分のうち、「ウ 少子・超高齢社会に対応した都市機能」に係る施設は、施設整備費に他の補助が導入されている場合は土地取得を行っていること
- (6) 市税を滞納していないこと

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる対象施設について、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象施設の新築又は増築、改築、大規模改修、取得にあつては、工事請負額及び対象施設の取得に係る売買契約額の合計額又は、建築着工統計調査による用途別・構造別の建築単価（㎡単価）に対象施設の床面積を乗じた額のいずれか少ない額に10分の1を乗じた金額とし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、端数切り捨て後の金額が100,000,000円を超える場合は、100,000,000円（高次都市機能誘導区域にあつては300,000,000円）を限度とする。
- (2) 対象施設の改修にあつては、入居時に要する施設改修費（内装、外装、建築設備（電

気、空調、給排水等))に10分の1を乗じた金額とし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、端数切り捨て後の金額が33,000,000円を超える場合は、33,000,000円(高次都市機能誘導区域にあつては100,000,000円)を限度とする。

- (3) 対象施設の賃借にあつては、施設賃借料(共益費、管理費その他これらに類する経費を除く。)に10分の1を乗じた金額とし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、端数切り捨て後の金額が年間5,000,000円を超える場合は、5,000,000円(高次都市機能誘導区域にあつては15,000,000円)を限度とし、施設の開業日の属する月の翌月から起算して3年間(36か月)を限度とする。

#### (事前協議書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象施設の工事着手日、取得日又は賃貸借契約締結日の1か月前までに、事前協議書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事前協議書受理通知書により申請者に通知するものとする。

#### (交付申請及び実績報告)

第8条 申請者は、工事完了等の日から起算して1か月を経過した日又は工事完了等の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請兼実績報告書(以下「申請兼実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、これらの期限に提出できない特別な理由がある場合は、この限りではない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人登記簿謄本(個人の場合は営業証明書)
- (3) 位置図(敷地や周辺の状況を表示した図面)
- (4) 配置図(敷地内の建築物の位置を表示した図面)
- (5) 立面図及び各階平面図
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 工事請負契約書、売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (8) 工事等に要した費用の支払領収証書等の写し
- (9) 工事内容等を明らかにする写真等
- (10) その他参考となる事項を記載した図書

(交付の決定及び交付額の確定)

第9条 市長は、申請兼実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定をしなければならない。

2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、交付決定兼交付額の確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、申請者に対し補助金の交付の決定及び交付額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 確定通知書の送付を受けた申請者は、速やかに市長に補助金交付請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すものとする。

- (1) 規則その他関係法令に反したとき
- (2) 第5条第1項第2号に規定する条件を満たさなくなったとき
- (3) 申請兼実績報告書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合の補助金の返還額は、交付決定を受けた日から、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付決定をした額を10で除して得た金額に、事業期間が10年に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額とする。

(財産処分の制限等)

第13条 補助金の交付を受けた者が第5条第1項第2号に規定する条件の期間内に、補助の対象となった施設について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又

は、貸し付けようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該申請に係る財産処分を承認し、補助金の交付を受けた者に対して財産処分承認書を送付するものとする。

3 市長は、前項の承認をした場合において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。この場合における補助金の返還額の算出については、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成29年3月31日告示第135号）

平成29年4月1日から適用する。

改正文（平成30年3月31日告示第139号）

平成30年4月1日から適用する。

改正文（令和4年3月28日告示第104-4号）

令和4年4月1日から適用する。

改正文（令和5年3月30日告示第111号）

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年10月1日告示第332-4号）

令和6年10月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	対象施設	対象区域
ア 高次都市機能	1 病院（専門医療）	高次都市機能誘導区域
	2 大規模商業施設	
	3 専門店	
	4 大学	
	5 専修学校	
	6 高等学校	
	7 博物館・美術館	
	8 劇場・ホール・映画館	
	9 銀行等本店	
	10 市民活動交流施設	
	11 アリーナ・交流施設等	
イ 身近な都市機能	12 病院	1 高次都市機能誘導区域（スーパー、ドラッグストアに限る。） 2 都市機能誘導区域のうち、同種施設が立地していない又は1施設のみ立地している区域 3 地域拠点区域のうち、同種施設が立地していない区域 （ただし、病院、銀行等については、地域拠点区域に既に立地している施設に限る。）
	13 診療所	
	14 歯科診療所	
	15 調剤薬局	
	16 訪問看護ステーション	
	17 スーパー・ドラッグストア	
	18 銀行等	
ウ 少子・超高齢社会に対応した都市機能	19 介護保険サービス提供施設（通所型又は訪問型の施設であって市で公募を行う施設に限る。）	1 すべての都市機能誘導区域 2 すべての地域拠点区域
	20 教育・保育施設等	

備考

- 1 病院（専門医療） 医療法第1条の5に定める病院のうち、複数の診療科目を標榜し、高度な専門的診療に対応するとともに、患者の受入等について地域の診療所との連携体制を構築している病院
- 2 大規模商業施設 店舗面積が10,000平方メートルを超える大規模商業施設（百貨店、ショッピングセンター）

- 3 専門店 店舗面積が1,000平方メートルを超える次の店舗
  - ・ 物販6種（衣類、スポーツ用品、家具、家電、書籍・文具、雑貨）
  - ・ 物販6種の店舗面積の2分の1以下で、物販6種と一体的に出店する店舗についても、専門店に含むことができる。
- 4 大学 学校教育法第1条に定める大学
- 5 専修学校 学校教育法第124条に定める専修学校
- 6 高等学校 学校教育法第1条に定める高等学校（通信制については栃木県が認可した施設に限る。）
- 7 博物館・美術館 博物館法第2条に定める登録博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- 8 劇場・ホール・映画館 劇場法第2条に定める実演芸術を行う劇場、音楽堂等又は興行場法第1条に定める映画館であって、固定座席数が100席以上の施設
- 9 銀行等本店 銀行法第4条に基づく銀行、信用金庫法第4条に基づく信用金庫、労働金庫法第6条に基づく労働金庫、農林中央金庫法に基づく農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫のうち、本社（本部）機能を有する施設
- 10 市民活動交流施設 市民の活動や交流機会の創出を主目的とした不特定多数の利用が可能な公開の施設であって、専用面積が50平方メートル以上かつ概ね200平方メートル程度以下の施設
- 11 アリーナ・交流施設等 スポーツイベントなどを通じて、市内外から多くの来訪者が集い、交流や賑わいの創出や経済の発展・好循環など、本市の活性化に資する施設
- 12 病院 医療法第1条の5に定める病院のうち、市民が日常的に利用する内科や整形外科を中心とした診療科目を標榜し、入院機能を有する病院
- 13 診療所 医療法第1条の5に定める診療所のうち、かかりつけ医として、患者に身近な医療を継続的に提供することができる診療所
- 14 歯科診療所 医療法第1条の5に定める診療所のうち、かかりつけ医として、患者に身近な医療を継続的に提供することができる歯科診療所
- 15 調剤薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に定める薬局
- 16 訪問看護ステーション 介護保険法第41条第1項の指定を受けた訪問看護ステーション
- 17 スーパー・ドラッグストア 商業統計調査の業態分類表による食料品スーパー・ドラッグストア（都市機能誘導区域にあつては、店舗面積1,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下（上河内地区市民センター周辺エリア及び瑞穂野団地周辺エリア

にあつては、3,000平方メートル以下)の施設に限る。また、地域拠点区域にあつては、大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗としての用に供さない施設に限る。)

- 18 銀行等 銀行法第4条に基づく銀行，信用金庫法第4条に基づく信用金庫，労働金庫法第6条に基づく労働金庫，農林中央金庫法に基づく農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫
- 19 介護保険サービス提供施設 介護保険法第78条の2に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた者による当該サービス提供施設
- 20 教育・保育施設等 児童福祉法第39条第1項に定める保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園，学校教育法第1条に定める幼稚園，児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業のうち，同法第34条の15第2項に基づく認可を受ける事業に係る施設
- 21 上記対象施設にあつては，篠井ニュータウン分譲地内の商業街区における「商業街区出店支援金」との併用を認める。